

令和5年漁業権一斉切替え 千葉海区漁場計画の概要

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第1号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり もがい かき はまぐり あさり ばかがい しおふき ほんびのすがい 鯛	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	市川市塩浜地先	市川市	なし	共第1号	市川市	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31						
共第2号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり もがい かき はまぐり あさり ばかがい しおふき おおのがい 鯛	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	木更津市牛込及び 金田東二丁目地先	木更津市牛込、金田東二丁目 (旧牛込の区域に限る。)及 び金田東三丁目(旧牛込の区 域に限る。)	すでに漁業の漁具設置につ いては、事前に千葉海区漁業調 整委員会に協議しなければな らない。	共第2号	新木更津市	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業		雑魚すだて	3/1～8/31						
共第3号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり もがい かき はまぐり あさり ばかがい しおふき おおのがい 鯛	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	木更津市金田東二 丁目から畔戸に至 る地先	木更津市金田東一丁目、金田 東二丁目(旧中島の区域に限 る。)、金田東三丁目(旧中 島及び旧中野の区域に限 る。)、金田東四丁目、金田 東五丁目、金田東六丁目、中 島、瓜倉、畔戸及び中野		共第3号	金田	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業		雑魚すだて	3/1～11/30						
共第4号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり もがい はまぐり あさり ばかがい しおふき おおのがい 鯛	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	木更津市久津間及 び江川地先	木更津市久津間、江川及び岩根		共第4号	新木更津市	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業		雑魚すだて	3/1～8/31						
共第5号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり もがい はまぐり あさり ばかがい しおふき おおのがい 鯛	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	木更津市中里地先	木更津市中里		共第5号	新木更津市	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業		雑魚すだて	3/1～8/31						

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第6号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市吾妻から 新港に至る地先	木更津市吾妻、新宿、中央、富 士見、新田、木更津、東中央、 大和、文京、幸町、桜町及び貝 渚	すだて漁業の漁具設置につい ては、事前に千葉海区漁業調 整委員会に協議しなければな らない。	共第6号	新木更津市	漁場を利用して いないが、合理 的な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえ る。
	もが かき はまぐり あさり ばかがい しおふき おおのがい 鰯 し 雑魚 すだて		1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 3/1～8/31							
共第7号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	雑魚固定式刺し網	1/1～12/31	木更津市地先	木更津市	なし	共第7号	新木更津市 金田	適切かつ有効に 活用されている。
共第8号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	富津市富津地先	富津市大堀、青木、西川、新井 及び富津	すだて漁業の漁具設置につい ては、事前に千葉海区漁業調 整委員会に協議しなければな らない。	共第8号	富津	適切かつ有効に 活用されている。
	かき はまぐり あさり ばかがい しおふき おおのがい みるくい たいらぎ なまこ 鰯 し 雑魚 すだて 雑魚固定式刺し網		1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 3/1～8/31 1/1～12/31							
共第9号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	富津市富津地先	富津市大堀、青木、西川、新井 及び富津		共第9号	新富津	適切かつ有効に 活用されてい る。
	かき はまぐり あさり ばかがい しおふき おおのがい みるくい たいらぎ 鰯 し 雑魚 すだて きす固定式刺し網 こち固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網 かに固定式刺し網		1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌5/31 1/1～12/31 3/1～8/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31							
共第10号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あさり	1/1～12/31	富津市川名及び篠 部地先	富津市川名及び篠部	なし	共第10号	新富津	漁場を利用して いないが、合理 的な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえ る。
	ばかがい みるくい にし たこ 鰯 し あじ地びき網		1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31							
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31						

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第11号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた あさり ばかがい みるくい あかがい にし つめたがい ばい なまこ たこ 餌おし	1/1~12/31 4/1~10/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31	富津市千種新田から 笹毛に至る地先	富津市千種新田、岩瀬、小久保、八幡、亀田及び笹毛	なし	共第11号	大佐和	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業		オズき小型定置	1/1~12/31						
共第12号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はまぐり あさり ばかがい あかがい にし ばい あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ いせえび たこ 餌おし	1/1~12/31 4/1~10/31 1/1~12/31 9/1~翌5/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 4/1~9/15 4/1~8/15 7/1~翌5/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 8/1~翌5/31 1/1~12/31 1/1~12/31	富津市湊から金谷 に至る地先	富津市湊、竹岡、萩生及び金谷	なし	共第12号	天羽	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業									
共第13号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網 かに固定式刺し網 くるまえび固定式刺し網 いか固定式刺し網	1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31 1/1~12/31	富津市川名から金谷 に至る地先	富津市川名、篠部、千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡、笹毛、湊、竹岡、萩生及び金谷	なし	共第13号	新富津 大佐和 天羽	適切かつ有効に活用されている。
共第14号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり あわび とこぶし さざえ うに なまこ いせえび たこ 餌おし	1/1~12/31 4/1~10/31 1/1~12/31 9/1~翌5/31 1/1~12/31 9/1~翌5/31 9/1~翌5/31 4/1~9/15 4/1~8/15 7/1~翌5/31 1/1~12/31 1/1~12/31 8/1~翌5/31 1/1~12/31 1/1~12/31	安房郡鋸南町元名 から大六に至る地 先	安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	共第14号	鋸南町保田	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業		いか小型定置	1/1~12/31						
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1~12/31						

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考																									
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況																							
共第15号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	安房郡鋸南町竜島 から岩井袋に至る 地先	安房郡鋸南町竜島、勝山、下佐 久間及び岩井袋	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	共第15号	鋸南町勝山	適切かつ有効に 活用されてい る。																							
	てんぐさ		4/1～10/31	つのみ							1/4～12/31	わかめ	9/1～翌5/31	ひじき	1/1～12/31	はばのり	9/1～翌5/31	いわのり	9/1～翌5/31	とさかのり	1/1～12/31	ばい	1/1～12/31	あわび	4/1～9/15	とこぶし	4/1～8/15	さざえ	7/1～翌5/31	ばていら	1/1～12/31	うに	1/1～12/31
	第2種共同漁業		あじ小型定置	1/1～12/31																													
共第16号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	南房総市久枝から 小浦に至る地先	南房総市久枝、市部、竹内、高 崎、小浦、宮谷、合戸、検儀 谷、二部、荒川、犬掛、井野、 川上、平塚、平久里下、平久里 中、山田及び吉沢	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	共第16号	岩井富浦	適切かつ有効に 活用されてい る。																							
	てんぐさ		4/1～10/31	つのみ							1/4～12/31	わかめ	9/1～翌5/31	ひじき	1/1～12/31	はばのり	9/1～翌5/31	ばかがい	1/1～12/31	ばい	1/1～12/31	あわび	4/1～9/15	とこぶし	4/1～8/15	さざえ	7/1～翌5/31	ばていら	1/1～12/31	うに	1/1～12/31	なまこ	1/1～12/31
	第2種共同漁業		あじ小型定置	1/1～12/31																													
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31																													
共第17号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網	1/1～12/31	安房郡鋸南町から 南房総市小浦に至 る地先	安房郡鋸南町並びに南房総市久 枝、市部、竹内、高崎、小浦、 宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒 川、犬掛、井野、川上、平塚、 平久里下、平久里中、山田及び 吉沢	なし	共第17号	鋸南町保田 鋸南町勝山 岩井富浦	適切かつ有効に 活用されてい る。																							
			かます固定式刺し網	1/1～12/31							ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31	かに固定式刺し網	1/1～12/31	くるまえば固定式刺し網	1/1～12/31																	

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第18号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	南房総市富浦町地 先	南房総市富浦町	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	共第18号	岩井富浦	適切かつ有効に活用されている。
	てんぐさ		4/1～10/31							
	つのもた		1/1～12/31							
			わかめ	9/1～翌5/31						
			ひじき	1/1～12/31						
			はばのり	9/1～翌5/31						
			とさかのり	1/1～12/31						
			はまぐり	1/1～12/31						
			あさり	1/1～12/31						
			ばかがい	1/1～12/31						
			ばい	1/1～12/31						
			あわび	4/1～9/15						
			とこぶし	4/1～8/15						
			さざえ	7/1～翌5/31						
			ばていら	1/1～12/31						
			うに	1/1～12/31						
			なまこ	1/1～12/31						
			いせえび	8/1～翌5/31						
			たこ	1/1～12/31						
			餌むし	1/1～12/31						
	第2種共同漁業		あじ小型定置	1/1～12/31						
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31						
共第19号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	館山市船形から大 賀に至る地先	館山市船形、川名、那古、正 木、湊、北条、新宿、長須賀、 館山、沼、宮城、笠名及び大賀	①船形漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 ②身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	共第19号	館山	適切かつ有効に活用されている。
	てんぐさ		4/1～10/31							
	つのもた		1/1～12/31							
			わかめ	9/1～翌5/31						
			ひじき	1/1～12/31						
			はばのり	9/1～翌5/31						
			はまぐり	1/1～12/31						
			あさり	1/1～12/31						
			ばかがい	1/1～12/31						
			ばい	1/1～12/31						
			あわび	4/1～9/15						
			とこぶし	4/1～8/15						
			さざえ	7/1～翌5/31						
			ばていら	1/1～12/31						
			うに	1/1～12/31						
			なまこ	1/1～12/31						
			いせえび	8/1～翌5/31						
			たこ	1/1～12/31						
			餌むし	1/1～12/31						
	第2種共同漁業		あじ小型定置	1/1～12/31						
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31						
共第20号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網	1/1～12/31	南房総市富浦町か ら館山市大賀に至 る地先	館山市船形、川名、那古、正 木、湊、北条、新宿、長須賀、 館山、沼、宮城、笠名及び大賀 並びに南房総市富浦町	船形漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。	共第20号	岩井富浦 館山	適切かつ有効に活用されている。
			かます固定式刺し網	1/1～12/31						
			たい固定式刺し網	1/1～12/31						
			ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31						
			かに固定式刺し網	1/1～12/31						
			くるまえび固定式刺し網	1/1～12/31						

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第21号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり とさかのり おにくさ ばい あわび とこぶし さざえ ばていら うに いせえび たこ 鯛やし	1/1～12/31 4/1～10/31 4/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 2/1～10/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	館山市香から坂井 に至る地先	館山市香、塩見、浜田、見物、 波左間、坂田、洲崎、西川名及 び伊戸	なし	共第21号	西岬 波左間	適切かつ有効に 活用されている。
共第22号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31	館山市香から坂田 に至る地先	館山市香、塩見、浜田、見物、 波左間及び坂田	なし	共第22号	西岬 波左間	適切かつ有効に 活用されている。
共第23号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市香沖合(沖 の島沖合)	館山市香、塩見、浜田及び見物	なし	共第23号	西岬	適切かつ有効に 活用されている。
共第24号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市香から見物 に至る地先	館山市香、塩見、浜田及び見物	漁具の設置統数は、5箇統以 内とする。	共第24号	西岬	漁場を利用して いないが、合理的 な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえる。
共第25号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市浜田沖合	館山市香、塩見、浜田、見物、 坂田、洲崎、西川名及び伊戸	なし	共第25号	西岬	
共第26号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市見物地先	館山市香、塩見、浜田及び見物	なし	共第26号	西岬	
	第2種共同漁業	H25. 9. 1から R 5. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市波左間地先	館山市波左間	なし	共第27号	波左間	漁場を利用して おらず、今後も 適切かつ有効に 活用される見込 みがない。
共第27号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市坂田地先	館山市坂田	なし	共第28号	西岬	適切かつ有効に 活用されている。
共第28号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市洲崎地先	館山市香、塩見、浜田、見物、 坂田、洲崎、西川名及び伊戸	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	共第29号	西岬	適切かつ有効に 活用されている。

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第29号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ小型定置	1/1～12/31	館山市西川名から 坂井に至る地先	館山市香、塩見、浜田、見物、 坂田、洲崎、西川名及び伊戸	漁具の設置統数は2箇統以内 とし、身網の設置される場所 の最深部が最高潮時において 水深13メートル以上の小型定 置漁業の漁具設置について は、事前に千葉海区漁業調整 委員会に協議しなければならない。	共第30号	西岬	適切かつ有効に 活用されている。
共第30号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり とさかのり おにくさ とりあし かき はまぐり あさり ばかがい ばい あわび とこぶし さざえ ばていら うに 鮎 <small>あせ</small> し	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 2/1～10/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	館山市布沼から布 良に至る地先	館山市相浜及び布良	①富崎漁港の航路及び泊地に おいては、船舶の航行を妨げ てはならない。 ②身網の設置される場所の最 深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁 業の漁具設置については、事 前に千葉海区漁業調整委員会 に協議しなければならない。	共第31号	館山	適切かつ有効に 活用されている。
	第2種共同漁業	あじ小型定置 すずき小型定置	1/1～12/31 1/1～12/31							
共第31号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いせえび	8/1～翌5/31	館山市布沼から布 良に至る地先	館山市相浜及び布良	富崎漁港の航路及び泊地にお いては、船舶の航行を妨げて はならない。	共第32号	館山	適切かつ有効に 活用されている。
共第32号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり とさかのり おにくさ とりあし どらくさ かき あわび とこぶし さざえ ばていら うに いせえび 鮎 <small>あせ</small> し	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 2/1～10/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31	南房総市白浜町根 本地先	館山市相浜及び布良並びに南房 総市白浜町	なし	共第33号	館山 東安房	適切かつ有効に 活用されている。

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第33号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	いせえび	8/1～翌5/31	館山市相浜から南房総市白浜町滝口に至る沖合	館山市相浜及び布良並びに南房総市白浜町	なし	共第34号	館山 東安房	適切かつ有効に活用されている。
共第34号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり とさかのり おにくさ とりあし どらくさ はまぐり あさり あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ 鯛むし あじ小型定置	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 2/1～9/15 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	南房総市白浜町地先	南房総市白浜町	①乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 ②身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉県漁業調整委員会に協議しなければならない。	共第35号	東安房	適切かつ有効に活用されている。
共第35号	第2種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	いせえび	8/1～翌5/31	南房総市白浜町地先	南房総市白浜町	乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。	共第36号	東安房	適切かつ有効に活用されている。
共第36号	第2種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	いさき固定式刺し網 いなだ固定式刺し網 すずき固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	館山市洲崎から南房総市白浜町に至る地先	館山市洲崎、西川名、伊戸、相浜及び布良並びに南房総市白浜町	富崎漁港及び乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。	共第37号	西岬 館山 東安房	適切かつ有効に活用されている。

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第37号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	南房総市千倉町か ら白子に至る地先	南房総市千倉町及び白子	①千倉漁港の泊地において は、船舶の航行を妨げてはな らない。 ②身網の設置される場所の最 深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁 業の漁具設置については、事 前に千葉海区漁業調整委員会 に協議しなければならない。 ③④固定式刺し網漁業は、定 置漁具から1,000メートル以 上離れて操業しなければならない。	共第38号	東安房	適切かつ有効に 活用されてい る。
	てんぐさ		4/1～10/31							
	つのまた		1/1～12/31							
	第2種共同漁業		わかめ	9/1～翌5/31						
	第3種共同漁業		ひじき	1/1～12/31						
			はばのり	9/1～翌5/31						
			いわのり	9/1～翌5/31						
			おにくさ	1/1～12/31						
			とりあし	1/1～12/31						
			どらくさ	1/1～12/31						
			かき	1/1～12/31						
			はまぐり	1/1～12/31						
			あわび	4/1～9/15						
			とこぶし	4/1～8/15						
			さざえ	7/1～翌5/31						
			ばていら	1/1～12/31						
			うに	1/1～12/31						
			なまこ	1/1～12/31						
			いせえび	8/1～翌5/31						
			餌むし	1/1～12/31						
			あじ小型定置	1/1～12/31						
			いなだ固定式刺し網	1/1～12/31						
			ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31						
			あじ地びき網	1/1～12/31						
共第38号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ	1/1～12/31	南房総市和田町地 先	南房総市和田町	①和田漁港の航路及び泊地に おいては、船舶の航行を妨げ てはならない。 ②身網の設置される場所の最 深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁 業の漁具設置については、事 前に千葉海区漁業調整委員会 に協議しなければならない。	共第39号	東安房	適切かつ有効に 活用されてい る。
	てんぐさ		4/1～10/31							
	つのまた		1/1～12/31							
	第2種共同漁業		わかめ	9/1～翌5/31						
			ひじき	1/1～12/31						
			はばのり	9/1～翌5/31						
			いわのり	9/1～翌5/31						
			おにくさ	1/1～12/31						
			とりあし	1/1～12/31						
			どらくさ	1/1～12/31						
			かき	1/1～12/31						
			はまぐり	1/1～12/31						
			ばい	1/1～12/31						
			あわび	4/1～9/15						
			とこぶし	4/1～8/15						
			さざえ	7/1～翌5/31						
			ばていら	1/1～12/31						
			なまこ	1/1～12/31						
			いせえび	8/1～翌5/31						
			餌むし	1/1～12/31						
			あじ小型定置	1/1～12/31						

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第39号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり おにくさ とりあし どらくさ ほんだわら かき あわび とこぶし さざえ ばていら なまこ いせえび 餌やし	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31	鴨川市江見外堀か ら太海に至る地先	鴨川市江見外堀、西江見、東江 見、江見西真門、江見東真門、 江見内遠野、江見青木、江見吉 浦、江見太夫崎、天面、太海浜 及び太海	なし	共第40号	鴨川市	適切かつ有効に 活用されている。
共第40号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり おにくさ とりあし どらくさ かき あわび とこぶし さざえ ばていら なまこ いせえび 餌やし	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31	鴨川市貝渚から東 町に至る地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横 渚、広場及び東町	鴨川漁港の泊地においては、 船舶の航行を妨げてはならな い。	共第41号	鴨川市	適切かつ有効に 活用されている。
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31						
共第41号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	はまぐり だんべいきさご	1/1～12/31 1/1～12/31	鴨川市磯村から東 町に至る地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横 渚、広場及び東町	鴨川漁港の泊地においては、 船舶の航行を妨げてはならな い。	共第42号	鴨川市	適切かつ有効に 活用されている。
共第42号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	はまぐり だんべいきさご	1/1～12/31 1/1～12/31	鴨川市東町地先	鴨川市貝渚、磯村、前原、横 渚、広場、東町、浜荻及び天津	なし	共第43号	鴨川市 東安房	適切かつ有効に 活用されている。

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第43号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり おにくさ とりあし どらくさ ほんだわら あおのり あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ いせえび いせえび あじ	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31	鴨川市浜荻から内 浦に至る地先	鴨川市東町、浜荻、天津、内浦 及び小湊	天津漁港及び小湊漁港の泊地 においては、船舶の航行を妨 げてはならない。	共第44号	東安房	適切かつ有効に 活用されてい る。
	第3種共同漁業		あじ地びき網	1/1～12/31						
	共第44号	第2種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	いさき固定式刺し網 いなど固定式刺し網 すずき固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網 かに固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	南房総市和田町か ら鴨川市に至る地 先	南房総市和田町及び鴨川市			
共第45号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり とりあし ほんだわら あおのり あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ いせえび たこ いせえび あじ	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	勝浦市大沢から吉 尾に至る地先	勝浦市大沢、浜行川、興津、守 谷、鶴原及び吉尾	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	共第46号	新勝浦市	適切かつ有効に 活用されてい る。
	第2種共同漁業		あじ小型定置	1/1～12/31						

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第46号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき はばのり いわのり とりあし ほんだわら あおのり あわび とこぶし さざえ ばていら うに なまこ いせえび たこ えむし	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31	勝浦市松部から部 原に至る地先	勝浦市松部、串浜、浜勝浦、勝 浦、墨名、出水、川津、沢倉、 新官及び部原	勝浦漁港内泊地においては、 船舶の航行を妨げてはならな い。	共第47号	新勝浦市 勝浦	適切かつ有効に 活用されてい る。
共第47号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	いなだ固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31	勝浦市地先	勝浦市	勝浦漁港内泊地においては、 船舶の航行を妨げてはならな い。	共第48号	新勝浦市 勝浦	漁場を利用して いないが、合理 的な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえ る。
共第48号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき いわのり とりあし あわび とこぶし さざえ ばていら いせえび えむし オゾキ小型定置 あじ地びき網	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	夷隅郡御宿町地先	夷隅郡御宿町	身網の設置される場所の最深 部が最高潮時において水深13 メートル以上の小型定置漁業 の漁具設置については、事前 に千葉海区漁業調整委員会に 協議しなければならない。	共第49号	御宿岩和田	適切かつ有効に 活用されてい る。
共第49号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こち固定式刺し網 ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31 1/1～12/31	夷隅郡御宿町地先	夷隅郡御宿町	なし	共第50号	御宿岩和田	漁場を利用して いないが、合理 的な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえ る。

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第50号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき いわのり とりあし かき あわび とこぶし さざえ いせえび えむし オズキ小型定置	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 4/1～9/15 4/1～8/15 7/1～翌5/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31	いすみ市地先	いすみ市岩船、大原、深堀、日 在、小沢、新田、若山及び岬町	①大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 ②身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉県漁業調整委員会に協議しなければならない。	共第51号	夷隅東部	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31						
共第51号	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	ひらめ固定式刺し網	1/1～12/31	いすみ市地先	いすみ市岩船、大原、深堀、日 在、小沢、新田、若山及び岬町	大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。	共第52号	夷隅東部	適切かつ有効に活用されている。
共第52号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	はまぐり こたまがい だんべいきさご いせえび	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～翌5/31	長生郡一宮町から 白子町に至る地先	長生郡一宮町、長生村及び白子 町	なし	共第53号	九十九里	適切かつ有効に活用されている。
	第3種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ地びき網	1/1～12/31						
共第53号 (現行の漁業 権を統合)	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	はまぐり こたまがい だんべいきさご	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	大網白里市から山 武郡横芝光町屋形 に至る地先	大網白里市、山武郡九十九里 町、山武市本須賀、白幡、井之 内、松ヶ谷、小松、木戸、蓮沼 平、蓮沼イ、蓮沼ロ、蓮沼ハ、 蓮沼ニ、蓮沼ホ並びに山武郡横 芝光町屋形及び北清水	片貝漁港の航路及び泊地にお いては、船舶の航行を妨げて はならない。	共第54号	九十九里	適切かつ有効に活用されている。
	第3種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ地びき網	1/1～12/31				共第55号	九十九里	適切かつ有効に活用されている。
								共第56号	九十九里	適切かつ有効に活用されている。
								共第57号	九十九里	適切かつ有効に活用されている。
共第58号	九十九里	適切かつ有効に活用されている。								
共第54号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かき はまぐり こたまがい うばがい だんべいきさご	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	山武郡横芝光町木 戸から旭市下永井 に至る地先	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、 匝瑳市並びに旭市	なし	共第59号	海匝	適切かつ有効に活用されている。
	第3種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あじ地びき網	1/1～12/31						
共第55号	第1種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かき いせえび	1/1～12/31 8/1～翌5/31	旭市地先	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、 匝瑳市並びに旭市	なし	共第60号	海匝	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	雑魚固定式刺し網	1/1～12/31						

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
共第56号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき いわのり おにくさ どらくさ ふのり かき あわび さざえ いせえび たこ	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 7/1～翌5/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31	銚子市小浜町から 春日町に至る地先	銚子市名洗町、犬若、外川町、 長崎町、犬吠埼、君ヶ浜及び海 鹿島町並びに旭市飯岡、岩崎、 上永井、行内、権田沼新田、三 川、下永井、萩園、瑞、平松、 猪野、八木及び横根	なし	共第61号	海匠 銚子市	漁場を利用して いないが、合理 的な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえ る。
共第57号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R15. 8. 31まで</u>	かじめ てんぐさ つのまた わかめ ひじき いわのり おにくさ どらくさ ふのり かき うばがい あわび さざえ いせえび たこ	1/1～12/31 4/1～10/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 9/1～翌5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 4/1～9/15 7/1～翌5/31 8/1～翌5/31 1/1～12/31	銚子市西小川町か ら川口町に至る地 先	銚子市	銚子漁港の泊地においては、 船舶の航行を妨げてはならな い。	共第62号	銚子市	適切かつ有効に 活用されてい る。
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31						
短共第1号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R 6. 8. 31まで</u>	おごり もがい はまぐり あさり ばかがい しおふき ほんびのすがい 鮎 <small>あせ</small> し	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	市川市塩浜地先	市川市	なし	短共第1号	市川市	適切かつ有効に 活用されてい る。
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31						
短共第2号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R 6. 8. 31まで</u>	おごり もがい かき はまぐり あさり ばかがい しおふき ほんびのすがい 鮎 <small>あせ</small> し	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	船橋市地先	船橋市	なし	短共第2号	船橋市	適切かつ有効に 活用されてい る。
	第2種共同漁業		雑魚固定式刺し網	1/1～12/31						

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	関係地区	条件	参考		
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
短共第3号	第1種共同漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R 6. 8. 31まで</u>	おごり もがい かき はまぐり あさり ばかがい しおふき ほんびのすがい 鯉むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	船橋市地先	船橋市	なし	短共第3号	船橋市	適切かつ有効に活用されている。
	第2種共同漁業	雑魚固定式刺し網	1/1～12/31							

※下線：今回変更する箇所、/斜線・取消線：今回削除する箇所

※新設の漁業権を除く全ての漁業権は、漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権として設定

(2) 区画漁業権

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁場の位置	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	条件	参考		
									現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
区第1号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	市川市塩浜地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	区第1号	市川市	適切かつ有効に活用されている。
区第2号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	市川市塩浜地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30		区第2号	市川市	適切かつ有効に活用されている。
区第3号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市牛込及び金田東二丁目地先	木更津市、金田東二丁目（旧牛込の区域に限る。）及び金田東三丁目（旧牛込の区域に限る。）	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20		区第3号	新木更津市	適切かつ有効に活用されている。
区第4号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市牛込及び金田東二丁目地先		個別漁業権	かき垂下式養殖	1/1～12/31	なし	新設		
区第5号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市金田東二丁目から畔戸に至る地先	木更津市金田東一丁目、金田東二丁目（旧中島の区域に限る。）、金田東三丁目（旧中島の区域に限る。）、金田東四丁目、金田東五丁目、金田東六丁目、中島、瓜倉及び畔戸	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20	毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	区第4号	金田	適切かつ有効に活用されている。
区第6号 (現行の漁業権を統合)	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市久津間から新港に至る地先	木更津市久津間、江川、岩根、西岩根、中里、吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝渚	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20	毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	区第5号	新木更津市	漁場を利用していないが、合理的な理由があるため、適切かつ有効に活用されているといえる。
									区第6号	新木更津市	適切かつ有効に活用されている。
									区第7号	新木更津市	適切かつ有効に活用されている。
									区第8号	新木更津市	適切かつ有効に活用されている。
									区第9号	新木更津市	適切かつ有効に活用されている。
区第7号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市江川地先		個別漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20	なし	新設		
区第8号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	木更津市吾妻地先		個別漁業権	二枚貝垂下式養殖	1/1～12/31	港湾管理者が公益上必要と認める事業の施行に対しては、これを妨げてはならない。	区第34号	新木更津市	適切かつ有効に活用されている。

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁場の位置	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	条件	参考		
									現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
区第9号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	富津市富津地先	富津市大堀、青木、西川、 新井及び富津	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20	毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	区第10号	富津	適切かつ有効に活用されている。
区第10号 (現行の漁業権を統合)	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	富津市富津から篠部に至る地先	富津市大堀、青木、西川、 新井、富津、川名及び篠部	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20	毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	区第11号	新富津	適切かつ有効に活用されている。
									区第12号	新富津	適切かつ有効に活用されている。
区第11号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	富津市富津から篠部に至る地先	/	個別漁業権	かき垂下式養殖	1/1～12/31	なし	新設	/	/
区第12号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	富津市千種新田から笹毛に至る地先	富津市千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡及び笹毛	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌5/20	毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	区第13号	大佐和	適切かつ有効に活用されている。
/	第1種区画漁業	H25. 9. 1から R 5. 8. 31まで	富津市湊から金谷に至る地先	富津市湊、竹岡、萩生及び金谷	団体漁業権	/	/	/	区第14号	天羽	漁場を利用しておらず、今後も適切かつ有効に活用される見込みがない。
区第13号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町大六地先	安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	区第15号	鋸南町保田	漁場を利用していないが、合理的な理由があるため、適切かつ有効に活用されているといえる。
区第14号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町竜島地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	区第16号	鋸南町勝山	適切かつ有効に活用されている。
区第15号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町勝山地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	区第17号	鋸南町勝山	適切かつ有効に活用されている。
区第16号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先	/	個別漁業権	魚類小割式養殖	1/1～12/31	なし	区第18号	鋸南町勝山	適切かつ有効に活用されている。
区第17号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先	/	個別漁業権	魚類小割式養殖	1/1～12/31	なし	区第19号	鋸南町勝山	適切かつ有効に活用されている。
区第18号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	安房郡鋸南町下佐久間及び岩井袋地先	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	区第20号	鋸南町勝山	適切かつ有効に活用されている。
区第19号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	南房総市小浦地先	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	団体漁業権	こんぶはえ縄式養殖 わかめはえ縄式養殖	10/1～翌6/30 10/1～翌4/30	なし	区第21号	岩井富浦	適切かつ有効に活用されている。
区第20号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	南房総市小浦地先	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	団体漁業権	あわび垂下式養殖	1/1～12/31	なし	区第22号	岩井富浦	適切かつ有効に活用されている。

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁場の位置	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	条件	参考		
									現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
区第21号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	南房総市富浦町多 田良地先		個別漁業権	魚類小割式養殖	1/1～12/31	なし	区第23号	岩井富浦	漁場を利用してい ないが、合理的な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえ る。
区第22号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	南房総市富浦町多 田良地先		個別漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	区第24号	岩井富浦	漁場を利用してい ないが、合理的な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえ る。
	第1種区画漁業	H25. 9. 1から R 5. 8. 31まで	南房総市富浦町多 田良地先		個別漁業権	あわび垂下式養殖	1/1～12/31	なし	区第25号	岩井富浦	漁場を利用してい ならず、今後も 適切かつ有効に 活用される見込 みがない。
	第1種区画漁業	H25. 9. 1から R 5. 8. 31まで	館山市船形地先	館山市船形、川名、那古、 正木、八幡、湊、北条、新 宿、長須賀、館山、沼、宮 城、笠名及び大賀	団体漁業権	わかめはえなわ式養殖	10/1～翌4/30	なし	区第26号	館山	漁場を利用してい ならず、今後も 適切かつ有効に 活用される見込 みがない。
区第23号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	館山市相浜地先	館山市相浜	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	区第27号	館山	漁場を利用してい ないが、合理的な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえ る。
区第24号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	館山市相浜地先	館山市相浜	団体漁業権	わかめはえ縄式養殖	10/1～翌4/30	なし	区第28号	館山	適切かつ有効に 活用されている。
	第1種区画漁業	H25. 9. 1から R 5. 8. 31まで	鴨川市貝渚地先		個別漁業権	わかめはえなわ式養殖	10/1～翌4/30	なし	区第29号	鴨川市	漁場を利用してい ならず、今後も 適切かつ有効に 活用される見込 みがない。
区第25号	第2種区画漁業	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	勝浦市吉尾地先		個別漁業権	魚介類築堤式養殖 ※存続期間：10年	1/1～12/31	なし	区第30号	新勝浦市	漁場を利用してい ないが、合理的な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえ る。
区第26号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	勝浦市松部地先	勝浦市松部及び串浜	団体漁業権	こんぶはえ縄式養殖 わかめはえ縄式養殖	10/1～翌6/30 10/1～翌4/30	なし	区第31号	新勝浦市	漁場を利用してい ないが、合理的な理由がある ため、適切かつ 有効に活用され ているといえ る。
区第27号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	勝浦市串浜地先	勝浦市松部及び串浜	団体漁業権	こんぶはえ縄式養殖 わかめはえ縄式養殖	10/1～翌6/30 10/1～翌4/30	なし	区第32号	新勝浦市	適切かつ有効に 活用されている。
区第28号	第1種区画漁業	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	勝浦市松部地先	勝浦市松部及び串浜	団体漁業権	こんぶはえ縄式養殖 わかめはえ縄式養殖	10/1～翌6/30 10/1～翌4/30	なし	区第33号	新勝浦市	適切かつ有効に 活用されている。

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁場の位置	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	条件	参考		
									現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
短区第1号	第1種区画漁業	<u>R 5. 8. 20から</u> <u>R 6. 4. 30まで</u>	市川市塩浜地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	短区第1号	市川市	適切かつ有効に活用されている。
短区第2号	第1種区画漁業	<u>R 5. 8. 20から</u> <u>R 6. 4. 30まで</u>	市川市塩浜地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	短区第2号	市川市	適切かつ有効に活用されている。
短区第3号	第1種区画漁業	<u>R 5. 8. 20から</u> <u>R 6. 4. 30まで</u>	市川市本行徳地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	短区第3号	市川市	適切かつ有効に活用されている。
短区第4号	第1種区画漁業	<u>R 5. 8. 20から</u> <u>R 5. 12. 31まで</u>	市川市本行徳地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～12/31	なし	短区第4号	市川市	適切かつ有効に活用されている。
短区第5号	第1種区画漁業	<u>R 5. 8. 20から</u> <u>R 5. 12. 31まで</u>	市川市高谷新町地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～12/31	なし	短区第5号	市川市	適切かつ有効に活用されている。
短区第6号	第1種区画漁業	<u>R 5. 8. 20から</u> <u>R 5. 12. 31まで</u>	市川市高谷新町地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～12/31	なし	短区第6号	市川市	適切かつ有効に活用されている。
短区第7号	第1種区画漁業	<u>R 5. 8. 20から</u> <u>R 6. 4. 30まで</u>	船橋市地先	船橋市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	短区第7号	船橋市	適切かつ有効に活用されている。
短区第8号	第1種区画漁業	<u>R 5. 8. 20から</u> <u>R 6. 4. 30まで</u>	船橋市地先	船橋市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	短区第8号	船橋市	適切かつ有効に活用されている。
短区第9号	第1種区画漁業	<u>R 5. 8. 20から</u> <u>R 6. 4. 30まで</u>	浦安市日の出及び明海地先	市川市	団体漁業権	のり養殖	8/20～翌4/30	なし	短区第9号	市川市	適切かつ有効に活用されている。

※下線：今回変更する箇所、／斜線・取消線：今回削除する箇所
 ※新設の漁業権を除く全ての漁業権は、漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権として設定

(3) 定置漁業権

公示番号	漁業の種類	存続期間	漁場の位置	漁業の名称	漁業の時期	条件	参考		
							現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合等)	活用状況
定第1号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	富津市金谷地先	あじ定置	1/1~12/31	ア、オ、カ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域においては、船舶航行上、垣網は、水面下5メートル以上沈下させて設置しなければならない。	定第1号	天羽	適切かつ有効に活用されている。
定第2号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	安房郡鋸南町吉浜地先	あじ定置	1/1~12/31	なし	定第2号	鋸南町保田	適切かつ有効に活用されている。
定第3号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	安房郡鋸南町竜島及び勝山地先	あじ定置	1/1~12/31	なし	定第3号	鋸南町勝山	適切かつ有効に活用されている。
定第4号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	南房総市小浦地先	あじ定置	1/1~12/31	なし	定第4号	岩井富浦	適切かつ有効に活用されている。
定第5号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	館山市浜田地先	ぶり定置	1/1~12/31	なし	定第5号	西岬 未来生活イノベーション経済研究所(株)	漁場を利用していませんが、合理的な理由があるため、適切かつ有効に活用されているといえる。
定第6号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	館山市波左間地先	ぶり定置	1/1~12/31	なし	定第6号	波左間	適切かつ有効に活用されている。
定第7号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	南房総市千倉町瀬戸地先	あじ定置	1/1~12/31	なし	定第7号	東安房	適切かつ有効に活用されている。
定第8号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	南房総市千倉町白子地先	ぶり定置	1/1~12/31	なし	定第8号	東安房	適切かつ有効に活用されている。
定第9号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	南房総市和田町和田地先	ぶり定置	1/1~12/31	なし	定第9号	東安房 (株) 庄司政吉商店	適切かつ有効に活用されている。
定第10号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	鴨川市磯村地先	ぶり定置	1/1~12/31	なし	定第10号	鴨川市	適切かつ有効に活用されている。
定第11号	定置漁業	<u>R 5. 9. 1から</u> <u>R10. 8. 31まで</u>	鴨川市磯村地先	ぶり定置	1/1~12/31	なし	定第11号	鴨川市	適切かつ有効に活用されている。

※下線：今回変更する箇所、／斜線・取消線：今回削除する箇所

※新設の漁業権を除く全ての漁業権は、漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権として設定

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし